

社会福祉法人いちはつの会 軽費老人ホーム八軒ふくろうの城

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いちはつの会が設置・運営する「軽費老人ホーム八軒ふくろうの城」(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師、介護職員、機能訓練指導員、栄養士及びその他の職員(以下「施設介護従業者」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づき、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下「介護サービス」という。)を提供し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は要支援、要介護状態になった利用者が施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負荷の軽減を図るよう努めるものとする

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 軽費老人ホーム八軒ふくろうの城
- (2) 所在地 札幌市西区八軒9条西10丁目1番6号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

- (1) 管理者(施設長)(常勤兼務 1名)
 - ア 事業所の従業員の管理及び業務の一元的管理と、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
 - イ 事業所への利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。

(2)生活相談員（常勤専従 1名）

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に応じ、利用者の自立支援のための相談助言等の援助及び他機関との連絡調整を行う。

(3)看護師（常勤専従 2名以上 非常勤専従 1名以上）

ア 医師に指示による診療の補助、及び看護に関する業務を行う。

イ 利用者の保健衛生に関する業務を行う。

ウ 利用者の健康管理とその保持のための適切な措置を講ずる。

エ 職員の健康管理及び保健衛生に関する指導を行う。

オ 看護、保健衛生及び診療に関する記録の整備を行う。

(4)介護職員（常勤専従 8名以上 非常勤専従 1名以上）

介護職員は、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、入浴、排泄、食事、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の援助を行う。

(5)機能訓練指導員（常勤専従 1名）

利用者の日常生活維持に必要な機能減退を防止するための適切な機能訓練指導及び指導を行う。

(6)計画作成担当者（常勤専従 1名）

利用者の状態及び自立した日常生活維持に必要な支援等の課題・目標等を把握し、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 入居定員は50名とする。(内特定施設入居者定員 30名)

居室数は50室とする。

(事業所のサービス内容)

第6条 事業所の介護サービスは次のとおりとする。

- (1) 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成
- (2) 食事の提供及び栄養管理
- (3) 入浴、清拭等による清潔保持(週2回以上)
- (4) 排泄の自立援助

- (5) 生活機能の改善または維持のための機能訓練
- (6) 離床・着替え・整容・その他日常生活上の援助
- (7) 利用者及び家族への生活相談・助言等の援助
- (8) 健康管理
- (9) 行政手続きの代行
- (10) レクリエーション等の趣味活動

(介護居室又は、一時介護室の利用条件及び手続き)

第7条 介護サービスをより適切に提供するため、現在の居室を介護居室、または一時介護室と使用することにつき利用者及び親族の同意を得たうえ、行うものとする。

(利用料等)

第8条 介護サービスを提供した場合、利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 施設の毎月の利用料(生活費、事務費、管理費)の額は、国が定める基準に従って利用料金表のとおりとする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることとする。
 - (1) レクリエーション活動・サークル活動費
活動内容によって実費相当分を入居者より負担していただく場合がある。
 - (2) その他利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費相当分(別紙1)を負担していただく。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 施設の利用にあたっての留意事項当たっては、次のとおりとする。

- (1) 心身の状態についての情報を事業所に提供する。
- (2) 訪問者及び施設介護従業者に対しての権利を不当に侵害しない。
- (3) 特定施設利用について疑義がある場合には、すみやかに事業所に知らせる。
- (4) 介護保険法、その他の省令等に基づく市町村の事業所への立ち入り検査及び調査等について協力すること。
- (5) 特段の事情がない限り、事業所の取り決めや指示に従うこと。

(事故発生時の対応)

- 第10条 当該介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じる。
- 2 当該介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 当該事業所の介護従事者は、現に介護サービスの提供をしているときに、利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(地域との連携)

- 第13条 事業所は当該事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(身体拘束原則禁止)

- 第14条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 1 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。

(虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法)

第16条

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 そのた運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所は介護従事者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (2) 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に記載がない場合は、自立型用の運営規程に準じるものとする。

附 則

この規程は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

平成 31 年 4 月 1 日一部改訂

令和 6 年 6 月 1 日一部改訂